
平成26年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 11 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成26年11月26日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	1 4 番 牧永 護 1 5 番 鵜瀬 和博
日程第 2	審議期間の決定	1 日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	庁舎建設検討特別委員会調査報告	市山 繁 庁舎建設検討特別委員長報告
日程第 5	報告第18号 平成26年度壱岐市一般会計補正予算 (第6号)の専決処分の報告について	財政課長説明、質疑なし、報告済
日程第 6	議案第75号 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例 の一部改正について	市民部長説明、質疑なし、討論なし 委員会付託省略、可決
日程第 7	議案第76号 平成26年度壱岐市一般会計補正予算 (第7号)	財政課長説明、質疑なし、討論なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	山本 利文君	市民部長	川原 裕喜君
保健環境部長	斉藤 和秀君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	堀江 敬治君	消防本部消防長	安永 雅博君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成26年度壱岐市議会定例会11月会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。11月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番、牧永護議員、15番、鵜瀬和博議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。11月会議の審議期間は本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、11月会議の審議期間は本日1日と決定

いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（町田 正一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成26年度壱岐市議会定例会11月会議に提出され受理した議案等は、報告1件を含む計3件であります。監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、11月8日、東京都において開催された第24回全国消防操法大会に長崎県代表として、壱岐市消防団芦辺地区第1分団がポンプ車の部に出場しましたので、議会からも応援のために多数の議員が出席いたしております。結果は御承知のとおり、見事優勝、圧巻の日本一に輝いております。

選手を初め、第1分団の皆さん、長きの訓練そして念願の日本一、まことにめでたうございます。市民皆様に大きな誇りと感動を与えてくれた功績に対し、心からお喜びと感謝を申し上げたいと思います。

次に、11月12日、県庁において、白川市長並びに山本県議とともに鶴瀬和博副議長が中村知事に対し、壱岐市単独での要望として人口減少問題への取り組みについて、漁業燃油高騰対策について、改正離島振興法に係る予算確保等の支援について等11項目の要望を行ったところがあります。

今定例会11月会議において議案等説明のため、白川市長をはじめ、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。平成26年壱岐市議会定例会11月会議に当たり、御挨拶を申し上げます。

ただいま、議長の御報告にありましたように、11月8日、東京都で開催された第24回全国消防操法大会において、本市消防団芦辺地区第1分団が見事、ポンプ車操法の部で優勝し、見事に日本一に輝きました。長崎県として、壱岐市消防団として、実に2大会連続の日本一という快挙を成し遂げました。このことにつきましては、改めて12月会議の行政報告において申し上げますが、選手、関係者皆様に心からお祝いを申し上げますとともに、長期間にわたる訓練、御労苦を心からおねぎらい申し上げます。

また、支えてこられました御家族皆様、職場の皆様、地域の皆様に深甚なる敬意と感謝を申し

上げる次第であります。このたびの快挙を市民皆様とともに喜びたいと存じます。

さて、本11月会議に提出をしております案件は3件であります。そのうち、予算案件である報告第18号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）につきましては、11月21日に解散し、12月2日公示、14日投票が行われる衆議院議員総選挙に係る予算でございます。

また、議案第76号壱岐市一般会計補正予算（第7号）については、さきの10月会議の折、御報告しておりました源泉所得税の徴収漏れに係る所要の予算を計上したものであります。

ここで2回目の調査結果について御報告申し上げます。調査対象期間が平成22年1月から平成24年12月及び平成26年4月から平成26年9月までとなっております。源泉徴収漏れ件数は24件、支払い対象人数は6人でございますが、税額412万8,410円となっております。この徴収漏れに伴い延滞税、不納付加算税が発生することになり、今回所要の予算を計上しております。このことについて、市民皆様、議員各位に改めておわび申し上げますとともに、今後このような誤りがないよう適切な事務処理に努めてまいります。

このほか、条例の改正1件を提出しておりますが、詳細につきましては担当部長、課長から説明をさせますので、御審議賜り御理解賜りますようお願い申し上げます、開会に際して御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4. 庁舎建設検討特別委員会調査報告

○議長（町田 正一君） 日程第4、庁舎建設検討特別委員会調査報告の件を議題とします。本件について委員長の報告を求めます。市山繁庁舎建設検討特別委員長。

〔庁舎建設検討特別委員長（市山 繁君） 登壇〕

○庁舎建設検討特別委員長（市山 繁君） 報告いたします。

平成26年11月26日壱岐市議会議長町田正一様。庁舎建設検討特別委員会委員長市山繁。

委員会調査報告書、委員会の調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

次のページをお開き願いたいと思います。

1、調査事件、壱岐市庁舎建設に関する調査について報告いたします。

2、調査の経過、1) 第1回委員会（平成26年7月18日開催）協議事項①市民の声を聴く会の開催について経緯説明及び打ち合わせ、②委員会は原則として公開とする、③市長へ市庁舎建設についての基本方針を早急に提出していただくよう要望する。（平成26年7月22日要望書提出）2) 市民の声を聴く会の開催、平成26年7月28日から7月31日まで各町ごと4回開催、参加人員146人。3) 第2回委員会（平成26年8月25日開催）協議事項①市民の声

を聴く会の報告、②執行部より資料説明及びアンケート調査の報告、③市長の庁舎建設に関する説明、以上の協議を行いました。4) 第3回委員会(平成26年10月10日開催)協議事項、委員会の質問事項の説明、①新庁舎建設後の4庁舎跡地について、②新庁舎建設後の住民サービス等について、③新庁舎の規模について、④新庁舎建設によるスリム化について、⑤耐震診断と長寿命化の詳細について、説明の後、再質問、回答を行いました。5) 第4回委員会(平成26年11月4日開催)協議事項、委員会の追加質問事項の説明、①新庁舎建設に係る電算設備等の移転費用について、②県産木材を使用したときの補助金について、③庁舎と学校の耐震基準について、説明後、再質問、回答、討論、採決。採決の結果、新庁舎建設の必要性あり、賛成11人、反対3人で可決されました。

次に、新庁舎建設に関する調査協議の結果について申し上げます。

庁舎建設検討特別委員会は壱岐市庁舎の建設に関する調査を目的とし、平成26年定例会6月会議の最終日に議員発議によって設置され、現在までに市民の声を聴く会と4回の委員会を開催して、庁舎建設についての調査、研究を重ねてまいりました。

新庁舎の建設は、壱岐市にとって百年の計と言われる重要な一大事業であります。

当委員会において、アンケート調査の協議及び合併特例債の延長等、慎重な審議の結果、現時点での総合的判断において、新庁舎の建設の必要性については可決されました。

今後、新庁舎の建設については、建設場所及び基本計画等が提示されます。これは重要な案件でありますので、議会といたしましても今後も提言を行い、執行部においても市民の理解を得られるよう十分説明を行っていただきたい。

以上、本特別委員会の最終報告といたします。

○議長(町田 正一君) これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田 正一君) 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

〔庁舎建設検討特別委員長(市山 繁君) 降壇〕

○議長(町田 正一君) 以上で、庁舎建設検討特別委員会の調査報告を終わります。

日程第5. 報告第18号

○議長(町田 正一君) 次に、日程第5、報告第18号平成26年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告についてを議題とします。報告を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) 本日、上程いたしております報告及び議案の説明につきましては、担当部長及び財政課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） おはようございます。報告第18号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第7号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告をするものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第8号専決処分書、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第7号の規定による平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の専決処分でございます。

専決処分の内容は、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙に係る経費について、平成26年11月21日付をもって専決処分したものでございます。

平成26年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,588万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,382万5,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

2、3ページには第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等に記載のとおりでございます。

事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

8、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。15款3項1目総務費県委託金は、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙に係る委託金1,588万2,000円を補正いたしております。

次に10、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。2款4項4目衆議院議員選挙費、1節報酬から18節備品購入費まで、現行の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の単価により算定をした額について、所要の補正を行っております。なお、備品購入費の機械器具費につきましては、計数機2台の購入に要するものでございます。

給与費明細書については、13ページから15ページに記載のとおりでございます。

以上で、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第6. 議案第75号

○議長（町田 正一君） 日程第6、議案第75号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第75号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、児童手当法の施行令の一部改正に伴い、改正を行うものであります。次のページをお開きください。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。その改正内容ですが、児童扶養手当法施行令第1条の3第2号の条文が、児童扶養手当法施行令第2条第2号に移行したことに伴う改正であります。

改正条文の新旧対照表につきましては、資料1の1ページから2ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年12月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第75号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第76号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第7、議案第76号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第76号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成26年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ449万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222億5,832万3,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2、3ページには第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等について記載のとおりでございます。

今回の補正は10月会議の折、行政報告をいたしました所得税法第204条第1項第2号に掲げる、建築設計事務所である個人事業主へ支払った委託料について、源泉徴収漏れが判明したことに伴い、平成22年1月に遡及して調査した結果、未徴収分が判明しましたので、所要の補正を行っております。

なお、平成25年1月分から26年3月分までの源泉徴収漏れの14件、146万6,662円の未徴収税額につきましては、既に予備費で立てかえ払い済みでございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

8、9ページをお開き願います。

10款1項1目の地方交付税は、今回延滞税及び不納付加算税分の財源として普通交付税36万9,000円を増額補正しております。

次に、20款4項2目雑入源泉所得税返納金は、建築設計事務所である個人事業主へ支払った委託料のうち、平成22年1月1日から24年12月31日までの支払い分23件、2,659万

6,500円に係る未徴収税額411万8,200円と、平成26年4月1日から26年9月末までの支払い分1件、10万円に係る未徴収税額1万210円を合わせまして、24件分、412万9,000円を追加しております。

次に、10、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。2款1項4目会計管理費22節補償補填及び賠償金の延滞金及び加算金は、平成22年1月から24年12月末までの源泉所得税について、延滞税17万1,900円及び不納付加算税19万7,000円の計36万9,000円を追加しております。なお、今回、自主納付となるため法定納期限より1年間分のみ適用されるものでございます。

27節公課費、国税納付金412万9,000円は歳入で説明したとおり、未徴収税額について市で立てかえ払いを行い、後日、対象事業所から返還を受けることとしております。

以上で、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第76号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。

11月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしました全案件につきまして、慎重御審議賜り可決承認いただき、まことにありがとうございました。そしてただいまは、壱岐市庁舎建設検討特別委員会市山委員長様から新庁舎建設の必要性ありとの委員会調査報告をいただきました。

このたび、議員皆様におかれましては、壱岐市庁舎の建設という極めて重要な案件について、壱岐市の将来を考え終始熱心に御議論、御協議をいただき新庁舎建設の必要性ありとの方向性を示していただきました。このことについて心から厚くお礼を申し上げますとともに市山委員長様、牧永副委員長様に心からおねぎらいを申し上げます。

そして、市民皆様にもさまざまな御意見を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今、新庁舎について建設に向けて新たな一步を踏み出しました。今後は場所の問題や規模、機能等さらに多くの議論を積み重ねていかなければなりません。特に建設場所については大きな論点となります。以前、私が特別委員会の御挨拶の中で申し上げましたが、ここで私たちが心しなければならないのは、決して綱引きをしてはならないということでもあります。私を含め政治を預かる者の使命は、次の時代の壱岐を担う子々孫々にいかにしてよりよい市民生活の中心的機能を果たしていく、重要な役割を担う庁舎を残すかであります。

このためには、執行部側と議会とが市民皆様の御意見を賜りながら、車の両輪として議論を重ねなければ、決して前に進むことはできませんし、よりよいものはできないと確信するものであります。

そこで、私から議会の皆様にぜひともお願いしたいことがございます。それは、市議会において仮称でございますが、庁舎建設特別委員会の設置についてお願いをしたいということでございます。ただいま申し上げましたとおり、新庁舎の建設は壱岐市にとって極めて重大な案件であり、壱岐市百年の大計と言えるプロジェクトであります。ぜひこのことを御理解いただきまして、仮称庁舎建設特別委員会の設置を心からお願い申し上げる次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。

今後とも、全力で市政運営に当たってまいります。議員各位、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、平成26年壱岐市議会定例会11月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 牧永 護

署名議員 鵜瀬 和博